

第1号被保険者の介護保険料について

(1) 保険料算定についての考え方

府中市では、保険料設定にあたり、次の考え方で設定を行っている。

① 見込量と保険料のバランス

第1号被保険者の介護保険料は、計画期間中のサービス見込量に応じたものとなり、見込量が多ければ保険料が上がり、少なければ下がることとなる。要介護認定者の増加による給付増、サービスの必要性、施設整備計画等から今後の伸びを勘案し、保険料を設定する。

② 第1号被保険者の負担割合の変更

第1号被保険者の負担割合が平成21年度以降20%となり、第1号被保険者が負担する割合が高くなることを考慮して設定する。

③ 保険料激変緩和の延長と所得階層に対応した設定

平成16年及び平成17年の税制改正後、保険料段階が急激に上昇する方を対象とした激変緩和措置が平成20年度で終了となる。

第4期保険料の設定にあたっては、この対象となる方に引き続き配慮し、市民税非課税層と課税層それぞれの細分化を行い、きめ細かな所得段階を設定する。

それらとあわせ、保険料段階と保険料率も検討する。

④ 府中市介護給付費準備基金の取崩し

介護給付費準備基金は給付費の上昇による財源の不足を補うための基金であり、第3期までに積み立てられた基金を第4期において取崩し、給付費に充当させることができる。その結果、第4期介護保険料の上昇を抑えることが可能になる。

第4期保険料の設定にあたっては、この準備基金の活用について検討する。

⑤ 介護報酬の改定（予定）

平成21年4月から介護報酬が改定となり、同年1月にその内容が明らかになる。第4期介護保険料はその報酬改定の影響を勘案して設定する。

(2) 保険料基準年額・月額

以上の考え方をふまえ、府中市では現在、保険料激変緩和措置の替わりとなる所得階層に対応した多段階制の設定、介護給付費準備基金の取崩しについて検討している。現段階では複数の案が考えられ、これらについて今後検討する。

なお、介護報酬改定分については、今後反映の予定である。

【Aタイプ】（8段階制）

<注>保険料は基準月額を基準とし、月額は1円未満四捨五入、年額は100円未満切捨てとしている。

現行の7段階のうち、③に基づき、第4段階と第5段階を細分化して新たに特例第4段階、新第5段階を設定して、8段階制とする。新設の段階以外は所得段階層と保険料率の変更はなし。

○保険料段階と保険料率（準備基金7億800万円取崩し）

所得段階の概要	保険料率	保険料額（円）		比較（円）
		年額	月額	
第1段階 生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税	0.45	21,300	1,778	0円
第2段階 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が年80万円以下	0.45	21,300	1,778	0円
第3段階 世帯全員が市民税非課税で第2段階以外	0.70	33,100	2,765	0円
特例第4段階 本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる者のうち、課税年金等収入額と合計所得金額が年80万円以下	0.80	37,900	3,160	△790円
第4段階 本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる	1.00	47,400	3,950	0円
第5段階 本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満	1.10	52,100	4,345	△593円
第6段階 (新第5段階) 本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満	1.25	59,200	4,938	0円
第7段階 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満	1.50	71,100	5,925	0円
第8段階 本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上	1.75	82,900	6,913	0円

新設の段階

※ 準備基金取崩し 0円の場合、基準額は4,401円

※ 準備基金取崩し4億7200万円の場合、基準額は4,100円

○所得段階別の人数構成

	所得段階別加入者数		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階	1,398人 (3.2%)	1,431人 (3.2%)	1,448人 (3.2%)
第2段階	6,703人 (15.3%)	6,841人 (15.3%)	6,943人 (15.3%)
第3段階	4,024人 (9.2%)	4,114人 (9.2%)	4,168人 (9.2%)
第4段階	12,152人 (27.8%)	12,475人 (27.9%)	12,586人 (27.8%)
「公的年金等収入+合計所得金額≤80万円」見込み数	8,018人 (18.4%)	8,227人 (18.4%)	8,304人 (18.4%)
上記を除く見込み数	4,134人 (9.5%)	4,248人 (9.5%)	4,282人 (9.5%)
第5段階	3,757人 (8.6%)	3,845人 (8.6%)	3,891人 (8.6%)
第6段階	5,530人 (12.7%)	5,679人 (12.7%)	5,727人 (12.7%)
第7段階	7,575人 (17.3%)	7,736人 (17.3%)	7,846人 (17.3%)
第8段階	2,550人 (5.8%)	2,593人 (5.8%)	2,639人 (5.8%)
計	43,689人 (100.0%)	44,714人 (100.0%)	45,248人 (100.0%)

【Bタイプ】（10段階制－①）

<注>保険料は基準月額を基準とし、月額は1円未満四捨五入、年額は100円未満切捨てとしている。

Aタイプに加え、第6段階以上の階層を増やし、高所得層からより負担を求める。
所得段階の区切り方は、200万円、400万円、600万円、800万円とする。

○保険料段階と保険料率（準備基金7億2500万円取崩し）

所得段階の概要		保険料率	保険料額（円）		比較（円）
			年額	月額	
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税	0.45	21,300	1,778	0円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が年80万円以下	0.45	21,300	1,778	0円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階以外	0.70	33,100	2,765	0円
特例第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる者のうち、課税年金等収入額と合計所得金額が年80万円以下	0.80	37,900	3,160	△790円
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる	1.00	47,400	3,950	0円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満	1.10	52,100	4,345	△593円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満	1.25	59,200	4,938	0円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満	1.45	68,700	5,728	△197円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.65	78,200	6,518	500万円未満593円 500万以上△395円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.75	82,900	6,913	0円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上	1.85	87,600	7,308	395円

※ 準備基金取崩し 0円の場合、基準額は4,413円 新設の段階

※ 準備基金取崩し 4億9000万円の場合、基準額は4,100円

○所得段階別の人数構成

	所得段階別加入者数		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階	1,398人 (3.2%)	1,431人 (3.2%)	1,448人 (3.2%)
第2段階	6,703人 (15.3%)	6,861人 (15.3%)	6,942人 (15.3%)
第3段階	4,024人 (9.2%)	4,119人 (9.2%)	4,168人 (9.2%)
第4段階	12,152人 (27.8%)	12,437人 (27.8%)	12,585人 (27.8%)
「公的年金等収入+合計所得金額≤80万円」見込み数	8,018人 (18.4%)	8,206人 (18.4%)	8,304人 (18.4%)
上記を除く見込み数	4,134人 (9.5%)	4,231人 (9.5%)	4,281人 (9.5%)
第5段階	3,757人 (8.6%)	3,845人 (8.6%)	3,891人 (8.6%)
第6段階	5,530人 (12.7%)	5,660人 (12.7%)	5,727人 (12.7%)
第7段階	6,664人 (15.3%)	6,820人 (15.3%)	6,902人 (15.3%)
第8段階	1,529人 (3.5%)	1,565人 (3.5%)	1,584人 (3.5%)
第9段階	594人 (1.4%)	608人 (1.4%)	616人 (1.4%)
第10段階	1,338人 (3.1%)	1,368人 (3.1%)	1,385人 (3.1%)
計	43,689人 (100.0%)	44,714人 (100.0%)	45,248人 (100.0%)

【Cタイプ】（10段階制一②）

<注>保険料は基準月額を基準とし、月額は1円未満四捨五入、年額は100円未満切捨てとしている。

Aタイプに加え、第6段階以上の階層を増やし、高所得層からより負担を求める。
所得段階の区切り方は、200万円、500万円、800万円、1,000万円とする。

○ 保険料段階と保険料率（準備基金取崩し 6億6800万円）

所得段階の概要	保険料率	保険料額（円）		比較（円）
		年額	月額	
第1段階 生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税	0.45	21,300	1,778	0円
第2段階 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が年80万円以下	0.45	21,300	1,778	0円
第3段階 世帯全員が市民税非課税で第2段階以外	0.70	33,100	2,765	0円
特例第4段階 本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる者のうち、課税年金等収入額と合計所得金額が年80万円以下	0.80	37,900	3,160	△790円
第4段階 本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる	1.00	47,400	3,950	0円
第5段階 本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満	1.10	52,100	4,345	△593円
第6段階 本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満	1.25	59,200	4,938	0円
第7段階 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満	1.50	71,100	5,925	0円
第8段階 本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上800万円未満	1.75	82,900	6,913	0円
第9段階 本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1000万円未満	1.90	90,000	7,505	592円
第10段階 本人が市民税課税で合計所得金額が1000万円以上	2.00	94,800	7,900	987円

※ 準備基金取崩し 0円の場合 基準額 4,372円 新設の段階

※ 準備基金取崩し 4億3000万円の場合、基準額は4,100円

○ 所得段階別の人数構成

	所得段階別加入者数		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階	1,398人 (3.2%)	1,431人 (3.2%)	1,448人 (3.2%)
第2段階	6,703人 (15.3%)	6,861人 (15.3%)	6,942人 (15.3%)
第3段階	4,024人 (9.2%)	4,119人 (9.2%)	4,168人 (9.2%)
第4段階	12,152人 (27.8%)	12,437人 (27.8%)	12,585人 (27.8%)
「公的年金等収入+合計所得金額≤80万円」見込み数	8,018人 (18.4%)	8,206人 (18.4%)	8,304人 (18.4%)
上記を除く見込み数	4,134人 (9.5%)	4,231人 (9.5%)	4,281人 (9.5%)
第5段階	3,757人 (8.6%)	3,845人 (8.6%)	3,891人 (8.6%)
第6段階	5,530人 (12.7%)	5,660人 (12.7%)	5,727人 (12.7%)
第7段階	7,645人 (17.5%)	7,824人 (17.5%)	7,918人 (17.5%)
第8段階	1,142人 (2.6%)	1,169人 (2.6%)	1,183人 (2.6%)
第9段階	352人 (0.8%)	360人 (0.8%)	364人 (0.8%)
第10段階	986人 (2.3%)	1,008人 (2.3%)	1,022人 (2.3%)
第11段階	人 (0.0%)	人 (0.0%)	人 (0.0%)
第12段階	人 (0.0%)	人 (0.0%)	人 (0.0%)
計	43,689人 (100.0%)	44,714人 (100.0%)	45,248人 (100.0%)